

教職員の 完全週休二日制について

今回は、本年八月一日から実施された完全週休二日制について説明します。

教育委員会の任命権に服する教職員のうち、勤務を要しない日及び勤務時間の割り振りの取り扱いにおいて、他の職と大きく異なる規定が6条に定める公立学校に勤務する教職員の完全週休二日制について、その基本的事項に係る点についての概要を述べます。

1 毎52週間において平均して週当たり40時間について

公立学校に勤務する教職員は、「特別の勤務に従事する職員であり」「職務の特殊性又はその機関の特殊の必要」があるものであるので、職員の勤務時間に関する条例第2条第3項及び職員の勤務時間に関する規則第3条第3項の規定に基づき、教職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割り振りは、人事委員会の承認を得て、毎52週間ににおいて平均して週当たり40時間となるようにするものとしたこと

2 勤務を要しない日について

理について

公立学校に勤務する教職員の週における勤務時間の割り振りが、各校種及び課程かつ曜日によつて異なるため、各第二土曜日を含めた毎52週間ににおいて週当たり平均して40時間となるよう、所属長が

- 勤務を要しない日（時間）の指定を行なう指定簿をもつて管理することとしたこと
- 管理する時間は、52週間ににおいて280時間であるが、現在の52週間は、平成四年八月二日から平成五年七月三十一日までを言うものであること
- ② 指定簿における指定及び出勤簿について
- ア 指定は、次の③の日の指定及び④の日の指定について、指定簿をもつて学則に定める夏季休業日前に行なうものとしたこと
- イ 出勤簿の表示は、「週休」とすることとしたこと
- ③ すべての教職員に同一の勤務を要しない日について
- ア 第二土曜日を指定することとしたこと
- イ 休業日における第二土曜日以外の土曜日を指定するものとしたこと
- ④ 前記③の日以外の勤務を要しない日について
- ア 定時制（夜間）以外の県立学校事務職員等
- イ 定時制（夜間）の県立学校事務職員等
- ウ 県立学校の教育職員等
- 夏季、冬季等の休業日ににおいて指定するものとしたこと

- の日において「まとめどり」として指定するものとしたこと
- 工 県費負担教職員のうち校長、教諭等
- オ 県費負担教職員のうち事務職員、栄養職員
- 前記③の日以外の土曜日においても指定できるものとしたこと
- カ ア、イの毎8週間及び毎4週間における週当たり40時間にするための勤務時間の調整は、夏季、冬季等の休業日においても行なうことができるものであること
- キ ウ、エの「まとめどり」は、当該年度の各学期の期間における勤務を要しない日（時間）に相当する分を日安として、夏季、冬季等の休業日に指定することが望ましいものであるとしたこと
- 力 キウ、エの「まとめどり」は、当該年度の各学期の期間における勤務を要しない日（時間）に相当する分を日安として、夏季、冬季等の休業日においても行なうこと
- ア 前記②の③の日の日以外の場合において重なった場合においても所属長は、勤務を要しない日の指定を行なうものとしたこと
- イ 前記④の日において学校行事（全校一斉行事、学年単位行事）等必要やむを得ない場合は、所属長は、勤務を要しない日分については、直近の休業日に「まとめどり」として指定するとともに、休日分についても、休日としての代休措置の手続きを行なうこととしたこと。
- ⑤ 公立学校に勤務する教職員の勤務を要しない日（時間）は、①の指定簿をもつて③及び④の日に所属長が指定することによって勤務を要しない日と設定されることになるので、指定簿の管理は極めて重要であること

- 合に限られるものであること
- ② 指定簿における指定の変更の手続きを行うこと
- ③ 前記②の③の日の場合に、直近の休業日及びその休業期間における「まとめどり」として指定の変更を行なうものとしたこと
- ④ 前記②の③の日の日においても、「まとめどり」として指定の変更を行なうものとしたこと
- ⑤ 前記④の日において学校行事（全校一斉行事、学年単位行事）等必要やむを得ない場合は、所属長は、勤務を要しない日分についても、休日分についても、休日としての代休措置の手続きを行なうこととしたこと。
- 5 前記④の日において学校行事（全校一斉行事、学年単位行事）等必要やむを得ない場合は、所属長は、勤務を要しない日分についても、休日分についても、休日としての代休措置の手続きを行なうこととしたこと。
- 以上のほか、完全週休二日制の趣旨を可能な限り生かすため、新採用者、退職者及び常勤講師の指定をはじめ、勤務を要しない日の4時間未満の調整、振替を行う場合の期間、長期研修中の職員の指定、復職等後の指定、教育長が別に定めるとした職員等について細部にわたつての取り扱いについて運用基準が定められた。
- 施行通知 平成四年七月十七日
- 付4 教総第353号
- 改正通知 平成四年九月二十四日
- 日付4 教総第450号